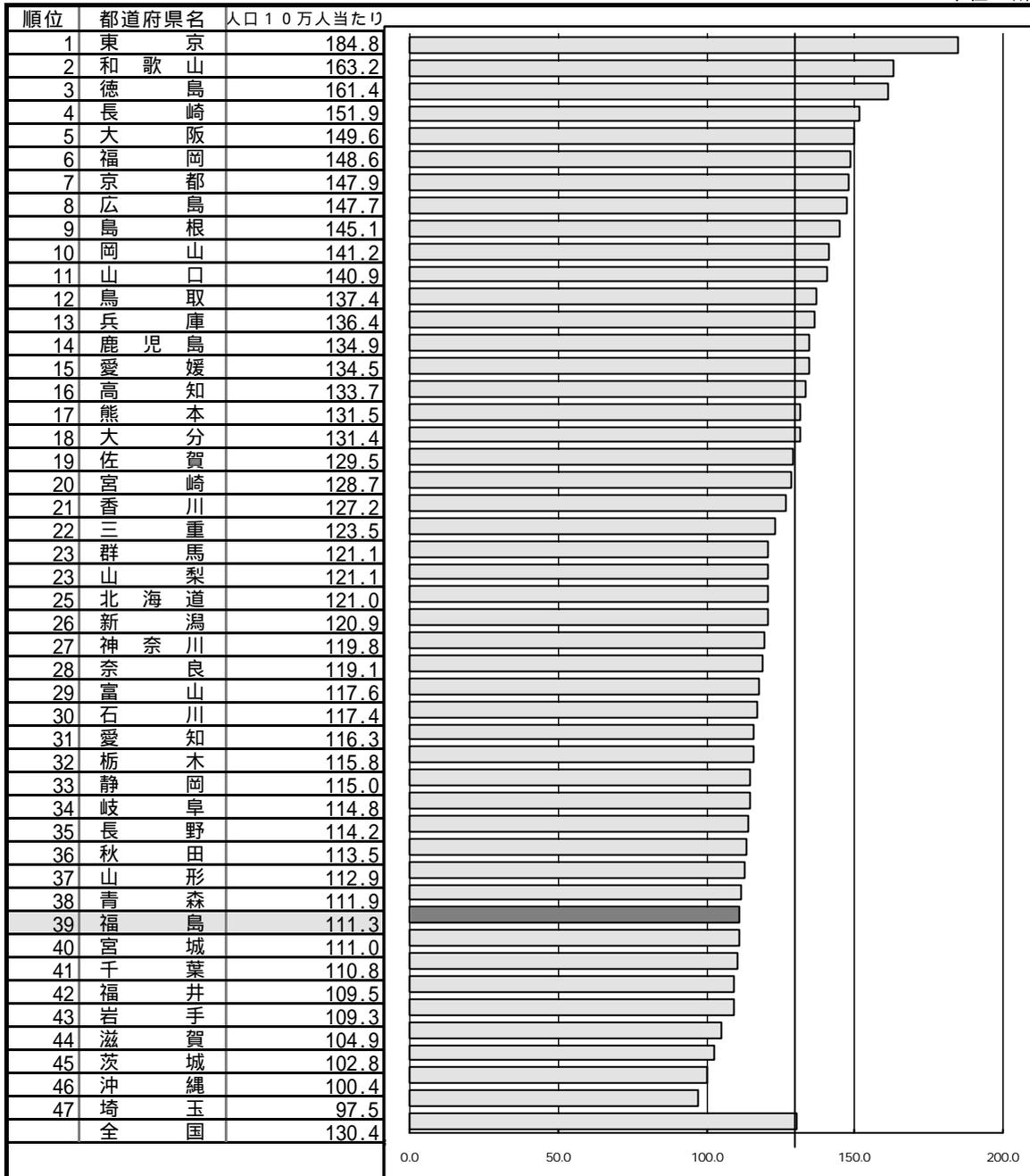


67 医療施設数

単位：所



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

調査時点：平成12年10月1日

調査周期：毎年

算出方法：医療施設数/人口(国勢調査報告)

参考：医療施設数は病院、一般診療所、歯科診療所数の合計である。

病院...医師や歯科医師が医業や歯科医業を行う場所で、患者20人以上の入院施設を有する。
 一般診療所...医師や歯科医師が医業や歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く。)で、患者の入院施設を有しないもの又は19人以下のもの。

歯科診療所...歯科医師が歯科医業を行う場所として入院施設を有しないもの又は19人以下のもの。